

男鹿市訓令第 2 号

男鹿みなと市民病院の診療行為手当支給規程の一部を改正する訓令  
 男鹿みなと市民病院の診療行為手当支給規程（平成 17 年男鹿市訓令第 19 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(診療行為手当として支給するものの種類)</p> <p>第 2 条 診療行為手当として支給するものの種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 内視鏡検査料</u></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6)～(11) (略)</u></p> <p><u>(内視鏡検査料)</u></p> <p>第 6 条 医師が内視鏡検査に従事したときに支給する内視鏡検査料の額は、<u>検査料に100分の 8 を乗じて得た額</u>とする。</p>	<p>(診療行為手当として支給するものの種類)</p> <p>第 2 条 診療行為手当として支給するものの種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 分娩料及び内視鏡検査料</u></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 夜間通勤料</u></p> <p><u>(7)～(12) (略)</u></p> <p><u>(分べん及び内視鏡検査料)</u></p> <p>第 6 条 医師が<u>分娩及び</u>内視鏡検査に従事したときに支給する<u>分べん及び</u>内視鏡検査料の額は、<u>次の区分による額</u>とする。</p> <p>(1) <u>分べん 分娩料に100分の 8 を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>内視鏡検査料 検査料に100分の 8 を乗じて得た額</u></p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。